

令和2年4月1日

(目的)

第1条 愛媛県立医療技術大学（以下「本学」という。）において健全な学術研究・教育活動を実践し、社会的責務を果たすためには、情報基盤の整備・維持・管理・運用に加えて、本学の情報資産のセキュリティを確保することが不可欠である。

本学全体の情報セキュリティ意識の向上に努め、その根拠を明確にし、本学の全構成員が情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、本学は「愛媛県立医療技術大学情報セキュリティポリシー」（以下「ポリシー」という。）を規定する。

ポリシーによって目指すものは、次のとおりである。

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 学内外の情報セキュリティを損ねる加害行為の抑止
- (3) 情報資産の重要度に応じた分類と管理
- (4) 情報セキュリティ対策の実施や教育に関する支援
- (5) 本学の情報基盤の円滑な整備・維持・管理・運用

(適用対象範囲)

第2条 ポリシーの適用対象範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 適用対象資産

本学が管理する全ての情報基盤及び情報資産とする。

(2) 適用対象者

本学の情報資産を利用する全ての者で、理事、教員（非常勤教員を含む）、職員（臨時職員、派遣職員等を含む）、共同研究者、研究協力者、学生（大学院生、専攻科生、学部生等）、委託業者、来学者等とする。

(実施手順の作成)

第3条 ポリシーの具体的な実施手順は、愛媛県立医療技術大学情報基盤及び情報セキュリティ対策に関する規程に定める。

(遵守義務)

第4条 本学の情報基盤及び情報資産を利用する全ての者は、情報セキュリティの重要性について、共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては、ポリシー及び関連規程等を遵守しなければならない。

(見直し)

第5条 ポリシー及び関連規程等は、見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

附則

このポリシーは、令和2年4月1日から施行する。